阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-3	本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。 2.職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。	本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。 2.職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。	ページ番号の修正
大規模事故-4	第３　災害応急対策 １．情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３．応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。	第３　災害応急対策 １．情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３．応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。	

阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-4	(3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。	(3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。	ページ番号の修正
大規模事故-5	５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-64）に準ずる。 ６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章の第４節・第２「１　緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-106）に準ずる。	５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-65）に準ずる。 ６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章の第４節・第２「１　緊急輸送道路の確保」（地震-69）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-106）に準ずる。	
大規模事故-8	第２ 災害対策組織 １.本部の設置・運営 （省略） 　本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。	第２ 災害対策組織 １.本部の設置・運営 （省略） 　本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。	

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-8	２.職員の動員・配備 　地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。 第３　災害応急対策 １.情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３.応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。 (3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。	２.職員の動員・配備 　地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。 第３　災害応急対策 １.情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３.応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。 (3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。	ページ番号の修正

阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-9	５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-64）に準ずる。 ６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-103）に準ずる。	５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-65）に準ずる。 ６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-66）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-103）に準ずる。	ページ番号の修正
大規模事故-18	第２　活動体制の確立（各災害共通事項） １.本部の設置・運営 　（省略） 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。 ２.職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。	第２　活動体制の確立（各災害共通事項） １.本部の設置・運営 　（省略） 　本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2. 阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。 ２.職員の動員・配備 　地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。	

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-25	第６ その他の災害応急対策活動 １.情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３.応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。 (3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。	第６ その他の災害応急対策活動 １.情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３.応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。 (3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。	ページ番号の修正

阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-25	５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-64）に準ずる。	５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-65）に準ずる。	ページ番号の修正
大規模事故-26	６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１　緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１　緊急輸送道路の確保」（地震-69）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	
大規模事故-29	第２　災害対策組織 1.本部の設置・運営 　（省略） 　本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。 ２.職員の動員・配備 　地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。	第２　災害対策組織 1.本部の設置・運営 　（省略） 　本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。 ２.職員の動員・配備 　地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。	

阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-30	第３ 災害応急対策活動 １.情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３.応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。 (3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。 ５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-64）に準ずる。	第３ 災害応急対策活動 １.情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３.応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。 ４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。 (3) 医療活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。 ５.避難対策 　避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-65）に準ずる。	ページ番号の修正
大規模事故-31	６.緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	６.緊急輸送、交通確保対策 地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-69）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	

阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-33	第２ 災害対策組織 １.本部の設置・運営 （省略） 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。	第２ 災害対策組織 １.本部の設置・運営 （省略） 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2. 阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。	ページ番号の修正
大規模事故-34	２.職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。 第３ 災害応急対策 １.情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３.応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。	２.職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。 第３ 災害応急対策 １.情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３.応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。	

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-35	４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。 (3) 医療活動 地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。 ５.避難対策 避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-64）に準ずる。 ６.緊急輸送、交通確保対策 地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	４.消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。 (3) 医療活動 地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。 ５.避難対策 避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-65）に準ずる。 ６.緊急輸送、交通確保対策 地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-69）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	ページ番号の修正

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-41	６.防護対策 （省略） その他、町内で町外へ一時滞在する必要が生じた場合は、地震災害編・第２章・第４節・第１「４．広域一時滞在」（地震-66）に準じて行う。	６.防護対策 （省略） その他、町内で町外へ一時滞在する必要が生じた場合は、地震災害編・第２章・第４節・第１「４．広域一時滞在」（地震-67）に準じて行う。	ページ番号の修正
大規模事故-42	第４　その他の災害応急対策活動 １．情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３．応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。 ４．消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。	第４　その他の災害応急対策活動 １．情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３．応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。 ４．消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。	
大規模事故-43	(3) 医療活動 地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。 ５．避難対策 避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-64）に準ずる。	(3) 医療活動 地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。 ５．避難対策 避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第２章・第４節「第１　避難指示・誘導」（地震-65）に準ずる。	

阿見町地域防災計画　大規模事故災害編　新旧対照表（令和７年６月修正案）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-43	６．緊急輸送、交通確保対策 地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	６．緊急輸送、交通確保対策 地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-69）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	ページ番号の修正
大規模事故-45 大規模事故-46	第２節　災害応急対策計画 第１　事故発生時の通報 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2 阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4)　災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。 ２．職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。 第３　災害応急対策 １．情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３．応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。	第２節　災害応急対策計画 第１　事故発生時の通報 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2 阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4)　災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。 ２．職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。 第３　災害応急対策 １．情報収集・伝達、報告 地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３．応援要請 地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。	

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-46 大規模事故-47	４．消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。 (3) 医療救護活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。 ６．緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-68）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	４．消防、救助・救急、医療救護、捜索 (2) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。 (3) 医療救護活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。 ６．緊急輸送、交通確保対策 　地震災害編・第２章・第４節・第２「１．緊急輸送道路の確保」（地震-69）及び第７節・第２「１．道路の応急復旧」（地震-105）に準ずる。	ページ番号の修正

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-49	第８章　湖上災害対策計画 第２節　災害応急対策計画 第２　災害対策組織 １．本部の設置・運営 （省略） 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-47）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4)災害対策本部の組織」（地震-48）参照）をもって、組織を編成する。 ２．職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-42）に準ずる。	第８章　湖上災害対策計画 第２節　災害応急対策計画 第２　災害対策組織 １．本部の設置・運営 （省略） 本部の設置、運営方法は、地震災害編・第２章・第１節・第２「2.阿見町災害対策本部の設置等」（地震-48）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第２章・第１節・第２・2「(4)災害対策本部の組織」（地震-49）参照）をもって、組織を編成する。 ２．職員の動員・配備 地震災害編・第２章・第１節「第１　町職員の動員・配備」（地震-43）に準ずる。	ページ番号の修正

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
大規模事故-50	第３　災害応急対策活動 １．情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-50）に準ずる。 ３．応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-60）に準ずる。 ４．捜索、救出・救助及び消火活動 (3) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-73）に準ずる。 (4) 医療救護活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-76）に準ずる。	第３　災害応急対策活動 １．情報収集・伝達、報告 　地震災害編・第２章「第２節　情報の収集・伝達」（地震-51）に準ずる。 ３．応援要請 　地震災害編・第２章「第３節　応援・派遣」（地震-61）に準ずる。 ４．捜索、救出・救助及び消火活動 (3) 救助・救急活動 　地震災害編・第２章・第４節・第４「１．消火・救助・救急活動」（地震-74）に準ずる。 (4) 医療救護活動 　地震災害編・第２章・第４節「第５　応急医療」（地震-77）に準ずる。	ページ番号の修正